

番号	1
項目	「副首都」の名を借りた三度目の「都構想」に反対するとともに、その撤回を強く求めます。
(回答) 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（副首都法）が成立し、大阪が副首都となるための基盤として、それにふさわしい地方行政体制の構築が必要となっています。本年6月に副首都・大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行うため、大阪市会及び大阪府議会での議決を経て副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を設置し、具体的な制度設計について協議が進められています。	
担当	副首都推進局 副首都推進担当 電話：06-6208-9747

番号	2
項目	大阪府議会・ <u>大阪市議会におけるこれ以上の定数削減に反対するとともに、その撤回を求めます。</u>
(回答) (下線部について回答) 大阪市会では、議員定数を70とする「大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例」を令和5年5・6月市会定例会において可決し、次の一般選挙から施行することとしております。	
担当	市会事務局 政策調査担当 電話：06-6208-8691